令和5年5月8日

資料1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

栃木県保健医療計画(8期計画)の策定

医療政策課

令和5年5月8日

資料1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

趣旨·目的

● 県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ地域の実情を踏まえて策定するもの(医療法第30条の4第1項に基づく都道府県計画)

記載事項

- 医療圏の設定
- ●基準病床数
- ●5疾病6事業及び在宅医療に関する事項

- ●地域医療構想
- ●医師確保計画
- ●外来医療計画
- (法第30条の4第2項)
- ※ 5疾病6事業・・・5疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
 - 6事業: 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、新興感染症の感染拡大時における医療(8期から追加)

計画期間

● 令和6年度から令和11年度の6年間

策定に係る法的手続き

- 医療審議会への諮問・答申(法第30条の4第17項)
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取(法第30条の4第16項)
- 市町村、保険者協議会への意見聴取(法第30条の4第17項)
- 国への提出・公示(法第30条の4第17項)

資料1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

- 医療計画作成指針(医療法第30条の8)を踏まえ、医療審議会の部会として保健医療計画部会を設置し、検討を 行う
- 部会委員は医療審議会から11名を選出
- 5疾病6事業及び在宅医療等に係る各協議会等との連携を図るため、必要に応じて各協議会等の代表者に参考人として て部会への出席を求める
- 計画策定後の計画の進捗については、医療審議会に報告する

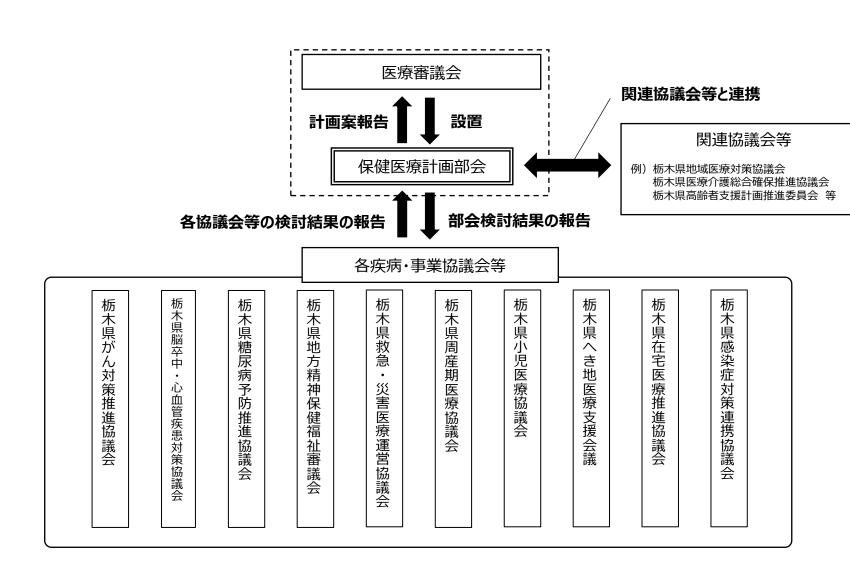
根拠法令

- 医療法施行令 第5条の21(部会の設置)
- 審議会には、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 部会には、部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

令和5年5月8日

資料1

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会



第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
医療審議会											諮問 (3月上旬) 答申 (3月下旬)
保健医療計画部会	第1回 (5/8) ・策定スケ ジュール ・指針概要 ・7期課題及び 8期検討の方 向性 ・構成案					第2回 (10月中旬) ・計画素案① (箇条書き程 度)		第3回 (12月中旬) ・計画素案② (パブリックコメ ント案)		第4回 (2月中旬) ・計画案 (パブリックコメント反映後、医療審議会諮問案)	
各協議会等		適宜、各協議会での検討結果を報告し、計画案に反映 (各協議会等での分野ごとの検討)									
その他								パブリックコメント (12月中旬~1) 保健医療計画 医師確保計画 外来医療計画	月中旬)		計画決定大臣提出公示

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

委員それぞれの立場(医療を行う立場・医療を受ける立場・学識経験者)から、 次の点について御意見をくださるようお願いします。

- 今後、7期計画の課題や国の作成指針等を踏まえて栃木県保健医療計画(8期計画)を策定していく上で、特に重要な視点、重視 すべき事項等
- 地域医療や疾病事業に係る医療等の現状や課題を把握する上で、 行うべきデータ分析や調査事項等